

## 【資料】農産物検査法とカメムシ斑点米

2007年3月1日衆議院予算委員会第6分科会・寺田学議員の質問より  
第166回国会・衆議院予算委員会第六分科会議事録より抜粋

[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

政府参考人：山田修路 農林水産省生産局長

岡島正明 農林水産省総合食料局長

○寺田（学）分科員 民主党の寺田と申します。

本日は、有機農業を促進する上で、今までの法律が有機農業を促進する状態、促進するような環境にあるかどうか、法改正が必要ではないかどうかということについてお伺いしたいと思います。

まずは、有機農業促進法、通称ですけれども、それが昨年可決されたというふうになっていると思います。

大臣にまずお伺いしますが、端的で結構ですが、有機農業を促進する理由というものは、大臣自身どのようにお考えになられていますか。

○山本（拓）副大臣 有機農法につきましては、以前から需要があるところの対応をしておったところでありましたが、昨年の臨時国会で、議員立法において有機農法に関する法律が制定されたところでございますので、農水といたしましても、国会で決められた法律である以上はそれに的確に対応していくという立場でございます。

○寺田（学）分科員 質問に答えていただきたいんですが、何のために有機農業を促進すると。もちろん、法律で決まったことだから役所としては従うということでしょうけれども、その法律の趣旨でも結構です、基本理念でも結構です、有機農業をする、促進するという方向に決めたのは、なぜ促進しなきゃいけないと思われたのか。いかがですか。

○山本（拓）副大臣 有機農業は、自然環境機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであると考えております。

いわゆる有機農業の推進に関する法律に明記されております案を読ませていただきますと、国に対しては、農業者が容易に有機農業に従事することができること、また、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できること等を、有機農業推進に関する施策を総合的に制定し、及び実施する責務があることが規定されているところであります。

○寺田（学）分科員 確認のためにお伺いしますが、今言われた理由でいうと、環境への負荷を軽減させるということ、あとは消費者のニーズにこたえていくことということは御答弁いただきました。

環境への負荷を軽減するということでしたが、裏返して見てみると、では、要は農薬を使った米づくりなりなんなりというのは環境への負荷が有機農法よりも強いということではないですか。事務方で結構ですけれども、いかがですか。

○山田政府参考人 ただいま副大臣が御答弁いたしましたとおり、有機農業というのは、この法律では、先生御案内のとおりですけれども、化学的に合成された肥料あるいは農薬を使用しないことということで、農業生産としては、本来、自然循環機能を利用しながら、そういう化学的に合成されたものでないものを使うということがやはり環境に対する負荷も少ないということで、この法律が制定されているというふうに理解をしております。

○寺田（学）分科員 質問に答えていただきたいんですが、要は、農薬を使った農業をするとい

うことは、自然に対しての負荷を強めているという認識でよろしいですね。

○山田政府参考人 今申し上げましたとおり、農業生産というのは、本来、自然循環ということで成り立っているわけですから、化学的につくられた農薬や化学的につくられた肥料を使うということは、そういう自然循環で保たれている環境に負荷を与えているということでございます。

○寺田（学）分科員 それでは、消費者の方に視点を移しますけれども、消費者としても、農薬が使われた農作物と比べて、有機農業でつくられた生産物を摂取の方が身体においても負担が軽減されているというような解釈でよろしいですか。

○山田政府参考人 ただいまの御質問は、より健康にいいかどうかという御質問だと思いますけれども、必ずしも有機農法だから健康にいいかどうかということではないというふうに理解をしておりますが、多くの消費者の方がそういうふうに今思っておられるという事実はございます。

○寺田（学）分科員 農水省としては、農薬が使われた生産物、別にこれをすべて悪いと言うつもりはありません、そのものと、農薬を使わない有機農業でつくられたものに関して、身体に対しての影響というものに対しては全く検証していないし、それが、どちらが影響が強いかわからないけれども、消費者としてはそれを、その検証データどうこうはすっ飛ばした上で、農薬が少ない方がいいんだと思い込んで、ニーズが高まっていると。農水省としてはそのリスク判断はしていない、農薬を使っているものが相対的に比べて有機よりは健康によくないというようなリスク判断はしていないということよろしいですか。

○山田政府参考人 農薬なりのリスクにつきましては、先生御案内のとおり、食品安全委員会なり他のいろいろな機関で、きっちり審査をしながら見ているところでございます。

したがって、有機農業あるいは有機農法だから安全であるとか、健康にとっていいとか悪いとかということについては、農林水産省としては特に判断をしておりません。

○寺田（学）分科員 安全の判断というのはいろいろあると思うんですね。人間の摂取量の限界として例えば一〇〇がある、一〇〇を超えると危険であるというときに、九〇も安全でしょうし、五〇も安全でしょうし、三〇も安全なわけです。相対的な話をしているわけで、安全のレベル、安全という意味ではどちらも安全であるというのは私も信じていますけれども、相対的に比べた上で、有機のものと有機でないもの、農薬を使っているものに関しては、安全の範囲内においてはどちらが相対的に安全だと思われるのか。いかがですか。

○山田政府参考人 今御質問のありました、相対的に見てどちらが安全かあるいは安全でないかということについては、私どもとしては特段の知見を有しておりません。

○寺田（学）分科員 最初の部分に戻るんですが、有機農業推進法というものを農水省としても取り組まれる、いわば有機農業を推進させていく方向にあると思うんですが、そういう意味でいうと、人体に対してのより安全なことを図っていくということはまず除外して、自然に対しての負荷を軽減させるということと、消費者がニーズとして求めているからそういうものを促進していこうというような形で判断されているということよろしいですか。どちらでも結構です。

○山本（拓）副大臣 今回の有機農法推進法、通称推進法というものは、民主党も含めて議員立法で、閣法で通ったのではなしに議員立法で成立をいただいた法律でありまして、それでできた法律である以上は、その決まりのとおり農水省として実行していこうということでもございます。

もう一つには、食育基本法というのも別の法律でもできておりますが、いわゆるバランスであります

から、一つ一つ、今回の有機農法の推進につきましては、この法律の趣旨に沿って実行していく段取りでございます。

○**松岡国務大臣** 寺田先生の質問の趣旨が、さっきから聞いていると、よくわからないんですね。有機農業の促進法をどうとらえて、いいとらえておっしゃっているのか、悪いとらえておっしゃっているのか。

これは、いろいろな議員さん方が超党派で、一言で言うと、やはり自然に優しく、人に優しくていいんじゃないかという観点でつくられたと思うんです。それに対して我々も、これは積極的に農業の農法のあり方の一つとして推進していきましょうという観点でその法律を受けているわけですが、どうも先生の問題意識が、どうとらえておっしゃっているのか、その部分がはっきりしないものだから、答えも、何か非常にちゅうちょしながら答えるようなところがあるんですが、はっきりしてもらいたいと思います。

○**寺田（学）分科員** 私は、有機農業推進法に対しての是非を説いていませんよ。有機農業推進法ができた上で、農水省としてどのようにとらえているのか、どのような目的で有機農業を促進されていくおつもりなのかという話をしたら、副大臣の方から御答弁をいただいて、その御答弁を具体的にしているだけです。今の大臣の御答弁の方が、私としては、どのような質問をもとにそのようなお話をされているのかわからないんですけれども。

有機農業を進めていこう、消費者のニーズでもあるだろうし、自然に対する負荷を軽減させるためにも必要であるということだと思います。いずれにせよ、有機農業というものを進めていこうとされているんですが、有機農業に取り組みされているいろいろな方の中から、一つの法律に対しての意見というか提案というものがなされました。

それが農産物検査法というのですが、その農産物検査法の中において検査項目というものがいろいろありまして、形であるとか、含まれている水分量であるとか、異物がどれぐらい混入してあるとか、死米がどれぐらいあるとか、さまざまそういうような項目の中で一等、二等、三等と等級を分けて、この一等、二等、三等が実質的に価格形成の大きな形成要素にはなっているわけです。

その中に、着色粒、要は、米が変色しているものがどれぐらい含まれているかということが一つの検査項目になっています。一等米が〇・一、二等米が〇・三、三等米が〇・七となっております。いわば、一千粒の間に一粒入っているか、三粒入っているか、七粒入っているかによって一等と二等と三等と、結構な価格形成の差を生む大きな要因にはなっているんだと思いますが、米が着色する大きな原因として、カメムシが稲に吸いついて、その吸った跡が残ることによって着色するという話を聞いております。

有機農業との話に戻りますけれども、この検査項目、さまざま並べられている中で、着色粒を〇・一%、〇・三、〇・七と置くことによって、有機農業を進めていくことに関して何かしらの影響を与えていると思われるか思われていないか、どちらでしょうか。

○**福井大臣政務官** 先生今御指摘の農産物検査法、昭和二十六年の法律でございますので、その立法趣旨のアウトラインだけ私の方からお答えをさせていただいて、残りは事務方からお答えをさせていただきたいと存じます。

この農産物検査法は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与するというのが法律の目的になってございます。

この制度は、米などの大量に流通する農産物の規格格付を行うということが目的でございます。規格取引といった効率的な農産物取引を可能とするということでございます。したがって、産地品種銘柄、等級、量目、包装などについての統一規格、鑑定方法などを定めているわけでございます。今先生がおっしゃいました着色粒の〇・一、〇・三、〇・七というのも、そういうところに書いてあるわけでございます。

農産物規格については、効率的な農産物取引のための規格となるように、既に、学識経験者、生産者、流通業者、消費者など関係者の意見を聞いて設定をすることとしているわけでございます。

残りは参考人の方からお答えをさせていただきます。

○岡島政府参考人 まず、着色粒の原因でございますけれども、これはもう先生がおっしゃられたとおり、カメムシの被害による斑点米などが精米しても残るということであります。

次に、いわゆる消費者からのクレームということで、やはりクレームの大きな要因が着色だということでございます。消費者にとっては、その着色の原因がカメムシによるものなのか、あるいはカビによるものなのかよくわからないということでございまして、こういったことから、流通業者等々においてはコストも非常にかかっているという現状があります。

一方で、しからば、カメムシによる着色粒、それを農薬でしか除去できないのかということになりますと、これは、生育段階で、農薬を散布しなくとも畦畔の下草刈りとか休耕田の除草の励行などによっても軽減が可能であります。あるいは産地段階でも、玄米用の色彩選別機を導入して着色粒を除去しているということもございまして、こうしたことから、農産物検査規格で着色粒の混入限度を設けていることから農薬の使用を増加させているとは考えておりません。

○寺田（学）分科員 質問していない部分までお答えをいろいろいただいて、ありがたいのかわかりませんが。

言ってみれば、農家の人にしてみれば、有機栽培をやってみたい、有機農業をやってみたい、農薬を使わずにやりたい、もちろん、そういうような努力をしてやっている以上、高く、要はさっきの価格形成の大きな要因である一等米であるような検査をちゃんと受けたい。ただし、一等米のように一千粒に一粒以下という厳しい基準があるがゆえに、結局農薬を使わざるを得ないような環境になるということが往々にしてあると思うんです。

今、参考人の方から、農薬を使わずとも一等米をとれるぐらいのことは、畦畔の草刈りであるとか休耕田の手入れをすることによって可能であるという話をされましたが、それは何かの根拠にのって言っているんですか。

○山田政府参考人 今お問い合わせがございました、要するに、カメムシによる着色粒の発生をどうやって防止するかということについてですけれども、これにつきましては、いろいろな方、有機農業をやっておられる方々にお聞きをして状況を我々も把握しているところでございますけれども、特に、カメムシが発生をする時期との関係で見て、水田にカメムシが入るような時期に出穂期を迎えないように田植えの時期をずらしますとか、あるいはカメムシが発生をする時期に畦畔その他の水田周辺での生育場所の草刈りをやるということで、農薬を使わなくてもカメムシによる着色粒の混入率を抑えることができるというような事例を、多く報告を受けております。

○寺田（学）分科員 一般的な話として、農家の方にいろいろお伺いしたところと。どれぐらいのケースを聞かれています、どこの産地の答えを聞かれています、満遍なく全国を聞かれていますのかわかりませんので、そのデータがあるとしたら出していただきたいと思っておりますけれども、恐らく正式なデータは、きのうの段階ではないということでした。ですので、そういう一般的な、ただ一つ二つのサンプルによって出てきた回答によって、農業に従事している方々に、いや、草刈りをやれば農薬を使わなくてカメムシを除去できるでしょうというのは余りにも一般的過ぎるのではないかなと思います。

ある種、一等米の着色粒のパーセンテージを、〇・一％を一等にしているという、この明確な根拠というものもお伺いしたいんですけれども、まず、とりあえずそれを聞きます。〇・一％が一等級で〇・三％が二等級である、何かしら合理的な根拠というのはあるんですか。

○岡島政府参考人 お答え申し上げます。

米の着色粒の混入限度、それも含めまして、米の検査規格につきましては、農産物検査法に基づき、学識経験者、生産者、流通業者、消費者の意見を聞いて検討されております。そうした中で、着色粒の混入に伴う搗精段階における精米歩どまりの低下でありますとか、あるいは着色粒の除去コストの増嵩

などを勘案して設けられているところでございます。

○寺田（学）分科員 その除去コストというのはどのように割り出しているんですか。

○岡島政府参考人 コスト増の要因としては、一つは、精米歩どまりの低下ということでございまして、色彩選別機で現実に着色粒を除去するわけですけれども、これは精米工業会というまさにそういうところを専門にやっている団体がございすけれども、そこによりますと、着色粒を十粒除去する際に、整粒、普通の粒も八粒同時に除去してしまうというのが一つでございます。

それからもう一つは、搗精能力ということで、例えば、搗精するときに色彩選別にかかるスピードでありますとか、あるいは一回で済むところを二回かけなきゃいけないというようなことがございまして、着色粒の混入割合が〇・一％増加するごとにその搗精能力が約一割低下するという、作業効率の低下がございす。

こうしたことをコストに、具体的にどれぐらいになるかということで、着色粒が混入していない玄米とコスト差がどの程度異なるかということを試算しますと、例えば、二等の下限であります〇・三％の着色粒が混入している玄米では一俵当たり約五百円の増嵩、三等の下限であります〇・七％の着色粒が混入している玄米になりますと一俵当たり千二百円の増嵩になるということでございす。

○寺田（学）分科員 いずれにせよ、消費者の嗜好として白い米、着色しているような米ではないものを求むというところが変わらない限り、何かしらの形、段階で着色粒というものはじいていく、流通業者に卸す前に生産者側がはじくのか、それとも、価格が低いという意味で流通側に流していくのか、どこかでコスト分担するんだとは思います。

冒頭に申し上げた有機栽培、有機農業との関連性ですけれども、農家としてみても、有機栽培をしてみたい、まさしく畦畔の草刈りであるとかさまざまな形をやることによってカメムシは防げるけれども、それだって多大な労力なわけですよ。そのような労力よりも、農薬を使った方が、この検査項目、一等米になるためだったらそっちの方が近道だといって農薬を使う方向に進んでしまいがちになるわけです。

ある種、この〇・一、〇・三、〇・七というものが数値変動することによって、農業に従事する方々が、それであつたら、要は、一等米の割合が、一等米における要件が、今までは〇・一だったのが例えば〇・三になった、だとしたら、〇・三ぐらいのものをつくるぐらいの有機栽培、有機農業のやり方でやっていけるんだつたら農薬を使わないでやってみようと、まさしく有機農業推進法の趣旨ののつって農業を進めていこうというインセンティブが働いていくと思うんですね。

現場の方々に、私自身としても、少ないサンプルかもしれませんが、いろいろ聞きましたけれども、〇・一をやるためには、相当な努力をしていかない限りやはり達成できない。それならば、他の自然に対しての影響が強くなるであろうとも、農薬を使っていこうということに働きがちだと思うんです。

参考人で結構ですけれども、着色粒の混入のパーセンテージを変動させることによって有機農業に取り組む方が増減する、何かしらの因果の関係にあると思われているか思われていないか、いかがでしょうか。

○松岡国務大臣 寺田先生の意図がよくわかりました、やっど。

要は、実は私もそのところは、例えば中国へ行きますと、中国の北京の百貨店、デパートを見たら、こんな大きな野菜とこんな小さな野菜とありまして、小さなものが高かったんですよ。何で高いんだと言ったら、これは有機農業だと。だから、ああ、そうか、そういうふうには評価されて、そういうふうには価値が認められて、大きさよりも、小さいけれども、量的には小さいけれども、やはりこっちが有機農業によってつくられたものだというので価値が高いのかと。そうなってくると本当にインセンティブが働くんだらうと思うんですね、そういう意味では。

ただ、有機農業の法律によってそれだけのインセンティブは与えられていませんから、先生の問題意識が今やっどよくわかったんですが、逆にまたよく理解できたんですけれども、これは消費者の評価に

まつしかないというのがやはり一つのあり方なんじゃないかなと思います。あと、具体的なことがあったらこちらから答えさせますが、まさにそういった評価がどうこれから定着していくのか。タイなんかでもそれを聞いたんですね。やはり有機農業でつくられたものは価値が高い、それはやはり消費者がそういう評価をしている、こういうことだったものですから、そうなるのであればインセンティブが働くんだらう。

したがって、今でも有機米と称してやっているものなんかは、私らのところでも、結構いい形で取引ができていたと思うので、ちょっとその辺の実態も一遍整理してみる必要はあるなと思っています。

○**岡島政府参考人** 補足させていただきますと、まさに、農産物検査というのは、米などの大量流通する農産物についての効率的流通を可能にする規格取引の根拠となっております。

現実問題として、先ほど申し上げましたように、消費者あるいは流通業者からのクレームの主要な原因がやはり着色粒の混入であるということをございまして、なかなか着色粒の規格の緩和そのものについては関係者の合意が得られる状況にないと考えております。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、カメムシによる着色粒については、生育段階で、農薬を散布しなくても畦畔の下草刈りあるいは休耕田の除草の励行などにより軽減が可能ですし、また、でき上がったものについても、現に産地段階で玄米用の色彩選別機を導入されております。これもかなりの導入率になってきております。

こうしたことから、また繰り返しになりますけれども、農産物検査規格における着色粒の混入限度そのものが有機農業の推進を阻害しているとは考えておりません。

○**寺田（学）分科員** 最後にもう一度質問をしますけれども、大臣、御理解いただけたのであれば大変ありがたいことです。

もう一步踏み込んで御理解いただきたいんですけれども、有機でつくられたものが高く売れるような消費者の動向が生まれてくることが必要だ、私はそのとおりだと思うんですけれども、その有機でつくられる、生産者が有機でつくろうとするインセンティブを働かせるときに、今回、この農産物検査規格の中の着色粒の厳しい数値のために、有機でやるよりも農薬を使った方が楽だ、もし有機をやって〇・一以上になった場合は米が安く売れてしまうということによって、農薬を使っていく方向に進んでいるんです。

ですので、大臣が開くことができることになっている検査規格会議というものを開いていただいて、ここ何年間ぐらい米に関しては開かれていないらしいんですけれども、その中で、この検査項目の中の着色粒の数値、僕は将来的にはなくすということも必要だと思います、なくすことをせず、数値をもっと緩和することによって、これだけ着色粒が入っても一等米で買ってもらえるんだ、だとしたら有機で頑張ろうというふうな人たちがどんどんふえていくと思うんです。そういうインセンティブをどうぞ大臣自身も働かせていただきたいと思います。

それとともに、今の政府参考人に対する質問をしたいんですが、関係者の合意が得られない、要は、着色粒の数値をいじることは関係者の合意が得られないということだったんですけれども、この関係者というのは、まさしく精米工業会というところが主だとは思っています。精米する側にしてみると、着色粒が入っていれば入っているほどはじくコストがかさむから、厳しい検査にしておいてくれということなんだと思います。ただ、そういうことだけに立脚していくのであれば、先ほど大臣にも申し上げたとおり、生産者の方が有機で頑張ろう、農薬を使わないで手間暇かけて頑張ろうというインセンティブを消すことになるんですよ。

ですので、先ほどもありましたけれども、着色粒を除去していくコストを、今どちらかといえば生産者が非常に、価格を安くさせられるか、あとは、先ほど言われたとおり生産者側ではじく努力をするという、人的と金銭的なコストをかけるかしているわけですね。その比重をもう少しこの工業会の方々、〇・三%、〇・五%でも一等米にするんだということになれば、流通業者にしてみればはじくコストはかかるんでしょうけれども、有機農業を進めるという意味では、それぐらいの割は食ってもらわないと

いけないのではないかなとまず第一歩として思うんです。

そういう意味においてお伺いしたんですけれども、着色粒の一等米の〇・一、〇・三、〇・七、この数字をいじることが、有機農業をしていく人たち、有機農業をしてみたいと潜在的に思っている人たちの行動をたきつけていくことにはなりませんかと聞いているんです。いかがですか。

○**岡島政府参考人** 精米業界も、彼ら独自のというよりは、現実には、お客様である消費者から非常にクレームが多い。その点で、まさに現実の、今の着色粒の混入割合というのが決められておりますし、その中には当然生産者の方あるいは消費者の方にも入っていただいて検討した結果だということでございます。

○**寺田（学）分科員** 消費者がそれをクレームとしてくるということは、別に、それはわかり切っていることなんですよ。消費者の動向が変わらない限り、無害なんですけれども、結局、色がついていないものがないというなら、では、どこでそれをはじくかという話なんです。それを今は生産者がすべて、すべてに近いぐらい負っているわけですよ、価格を低くさせられるか、生産者側ではじいて一等米にするか。あとは、そういうのが嫌だったら農薬を使うしかない。

もう御報告が上がっていると思いますけれども、やはり農薬というのは、今の推進法にも書かれているとおり、自然への影響というのが非常に強くて、カメムシを殺すためにまいた農薬でミツバチが大量死したということだって何件か上がっているわけでしょう。そういう意味において、本当に有機農業を進めていく、有機農業を頑張ろうと思っている生産者をふやしていく意味では、ここの着色粒の検査項目というのは阻害要因であると言わざるを得ないと思うんですね。

大臣、大臣が開くことができます。開くことができるのかどうか、大臣の任意で検査規格会議というものが開かれて、農産物検査法の規定を、いろいろ何か有識者を集めて、大臣の任意で集めることができるらしいんですよ。まさしく精米工業会の方々が入ってきて、いや、それは異物が最初から入っていない方がいい、入っているとしたらもっと安くしろというようなことでこの数字を出しているんですけれども、有機農業をふやしていきたいと大臣が本当に強く思われていると思いますので、開催していただいて、この着色粒の項目というものは削除するか、削除しないにせよ、有機農業の方々をふやすためにもっと緩和するということを考えていただけないでしょうか。いかがですか、大臣。

○**松岡国務大臣** 基準というのは、やはり長い一つの歴史があったり、科学的な観点からのいろいろ整理があってそこまで来ているものですから、ある一つの側面だけでそれを変えるということは、これはなかなか難しいことなんだろうと私も思います。

これは大臣が主観的にどうこうというよりも、やはりそういった検討会でいろいろないきさつ、経緯を踏まえて今日の一つの決まりになっていると思うので、先生の御指摘は御指摘として、我々も、我が党にも有機農業との関連におきましていろいろと意見があると思いますし、いろいろ意見も、どんな意見があるのかお聞きはしたいなと思っておりますが、今にわかには、ここで先生がおっしゃるようなことに対して、それをどうするというについては、先ほど言いましたように、科学的な面もこれは随分ありますから、政治的にそうだという形ではなかなかいかない面もあると思いますので、いろいろ意見は聞いてみたいと思っています。

○**寺田（学）分科員** 時間になりましたので、最後に、改定することまでお約束しなくていいので、会議をまず開いて、米のここのことについて議論するということだけお約束をしてください。

以上で終わります。